

平成31年4月 教育委員会臨時会 会議録

- 1 開催年月日 平成31年4月23日（火）
- 2 開催場所 教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 11時46分

- 5 出席した教育長及び委員
 - 桐谷 次郎 教育長
 - 高橋 勝 委員（第一教育長職務代理者）
 - 河野 真理子 委員（第二教育長職務代理者）
 - 吉田 勝明 委員
 - 笠原 陽子 委員
 - 佐藤 麻子 委員

- 6 出席職員
 - 教育局長 田中 和久
 - 副局長 清水 周
 - 総務室長 落合 嘉朗
 - 行政部長 田代 文彦
 - 指導部長 岡野 親
 - 支援部長 青木 弘
 - 企画調整担当課長 笹島 大志
 - 管理担当課長 河田 貴子
 - 財務課長 篠田 寛
 - 高校教育課長 濱田 啓太郎
 - 子ども教育支援課長 宮村 進一
 - 学校支援課長 上田 尚弘
 - 特別支援教育課長 柏木 雅彦

- 7 提出議題 次葉のとおり

- 8 会議録作成者 書記 久我 光馬

教育委員会 4月臨時会 会議日程

日時 平成 31 年 4 月 23 日 (火)
9 時 30 分から
場所 委員会会議室

1 議事

日程第 1

- | | |
|-----------|---|
| 臨教第 1 号議案 | かながわ教育月間の期間の変更について |
| 臨教第 2 号議案 | 平成 32 年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について |
| 臨教第 3 号議案 | 平成 32 年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科の入学者の募集及び選抜要綱について |
| 臨教第 4 号議案 | 平成 32 年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について |
| 臨教第 5 号議案 | 平成 32 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針について |
| 臨教第 6 号議案 | 平成 32 年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択方針について |
| 臨教第 7 号議案 | 平成 32 年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書採択方針について |
| 臨教第 8 号議案 | 平成 32 年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用教科用図書採択方針について |
| 臨教第 9 号議案 | 平成 32 年度神奈川県立特別支援学校の高等部使用教科用図書採択方針について |

日程第 2

- | | |
|--------|--------|
| 報第 2 号 | 訴訟について |
|--------|--------|

2 協議・報告事項

- | | |
|------|--|
| 報告 1 | 平成 30 年度卒業式及び平成 31 年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について |
| 報告 2 | 神奈川県立の高等学校におけるいじめ事案に係る神奈川県いじめ防止対策調査会への諮問及び答申について |
| 報告 3 | 神奈川の教科書・採択問題にとりくむ会からの申し入れについて |

教育委員会 4月臨時会 会議録

教育長 ただいまから、教育委員会 4月臨時会を開会いたします。本会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立をしております。では、会議録署名委員に吉田委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。

吉田委員 (了解)

教育長 本日の議題といたしましては、日程第1として「かながわ教育月間の期間の変更について」ほか8件の議案がございます。また、日程第2として「訴訟について」の報告案件がございます。さらに、協議・報告事項として「平成30年度卒業式及び平成31年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について」ほか、2件の報告がございます。

 お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第2の報第2号は訴訟に関する案件、また、協議・報告事項の報告2は、個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある案件であります。よって「地教行法」第14条第7項ただし書及び神奈川県教育委員会会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。また、日程第1の臨教第2号議案から臨教第4号議案までの各議案、そして臨教第5号議案及び臨教第6号議案の各議案、さらに臨教第8号議案及び臨教第9号議案の各議案については、関連する議案でありますので、それぞれ続けて説明を受けた後、一括して審議を行うこととしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。では、非公開案件は後で審議することとし、先に公開の案件に入りたいと思います。それでは、会議規則第22条の2の規定により、ここからの進行は高橋委員をお願いいたします。

高橋委員 はい。それでははじめに、日程第1の臨教第1号議案に入ります。

高橋委員 はい、ありがとうございました。今の説明につきまして、何かご意見、ご質問ございますか。どうぞ、笠原委員。

笠原委員 ご説明ありがとうございます。このかながわの教育月間に関しては、市町村の協力を得て実施されていると理解しているのですが、この件に対して、今回の教育月間の変更について、市町村教育委員会等への照会とか、ご意見とかがあれば、参考までに聞かせてください。

企画調整担当課長 先般、市町村教育委員会に対して、こういったことを検討しているというお話をさせていただいた機会がございましたが、その際、特段ご意見等はございませんでした。

高橋委員 はい。他にいかがですか。はいどうぞ。

河野委員 ご説明ありがとうございました。いろいろ今までバラバラにやっていた行事が、トータルで県民に分かってもらえて、とてもいい試みだなと思って、自分たちでスタートして恐縮ですが思っているのですが、他県の、他の都道府県等で似たようなことをやっている例が、あったら教えてください。今は急ぎませんので、また。

教育局長 各県でも、教育の日とか、あるいは教育週間とか教育月間ということで、全国的には、こういった取組は非常に進んでいて、むしろ神奈川県の方は、多少スタートしたのが少し遅かったというのはあると思います。

河野委員 分かりました。ありがとうございます。

企画調整担当課長 笠原委員からのご質問に対する、先ほどの回答でございますが、修正させていただきたいと思っております。明後日、市町村教育委員会の皆さんにご意見を伺う、というところでございまして、事前の照会は、申し訳ございませんが、まだでございました。

高橋委員 笠原委員、よろしいですか。

笠原委員 よろしいですか。こういう取組は、大々的に何かをということではもちろんないと思いますし、各市町村によっての独自性であったり、日頃の取組の流れの中での位置付けであったり、様々かと思うのですが、やはりこういう月間があって、取り組んでいることに関して、より多くの県民等の方々を知っていただきながら、参加をいただくことが、より良い方向につながっていくのかなど。ですから、県としてこういうふうにするということであれば、事前にお話を伺いながら市町村の意見も吸い上げて、中身の充実を図

っていくということも一つのやり方としてはあると思いましたので、意見としてお伝えします。

高橋委員 他にいかがですか。私も少し申し上げたいのですが、期間が従来は体育の日以前の直近の土曜日から、文化の日以降の最初の日曜日までの概ね30日間とすると。これは毎年日にちが違うわけです。なので、私は今度の方がすっきりしていて、10月1日から文化の日11月3日までというふうにした方が、今までも必ずしも十分県民にこの期間が浸透していたと、思えないところがあるので、こういうふうにして、きちんと日にちを決めて毎年同じ期間でやっていくということが、私はよいと思います。他にいかがですか。

企画調整担当課長 恐れ入ります。

高橋委員 どうぞ。

企画調整担当課長 ただいまの河野委員からのご質問の中で、他県の状況でございますが、推進月間という形で兵庫県が実施しているというところでございます。

河野委員 本当は確認であったら、日にちをどう設定されているか教えてもらいたかったのですが、やはり10月とかそういうこととか、そこまでは分からないですね。

企画調整担当課長 そこまでは、すみません。

高橋委員 他によろしいですか。はい。他にご質問がなければ、採決につきまして教育長にお願いします。

教育長 では、ただいまの臨教第1号議案につきまして、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。
では、引き続き高橋委員よろしく願いいたします。

高橋委員 次に、臨教第2号議案から臨教第4号議案までの各議案に移ります。

臨教第2号議案 平成32年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について

臨教第3号議案 平成32年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科の入学者の募集及び選抜要綱について

臨教第4号議案 平成32年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について

説明者 濱田高校教育課長

高橋委員 はい、ありがとうございます。今の説明で海洋科学高等学校それから中等教育学校につきましても、日程の変更だけだということ、それから県立高等学校については、記載にあるような変更があるということです、一括して意見を伺いたいと思います。どうぞお願いします。

笠原委員 よろしいですか。

高橋委員 はい、どうぞ。笠原委員。

笠原委員 はい、ありがとうございます。高校教育課長の最初のご説明にあった、この選抜要綱を決める際の4点の中で期間の短縮化を図っていくということがあったと思うのですが、今年度はそういった面では、期間の短縮が図られたというようなところがあったのでしょうか。それともそれは視点であって、全体的には前年度と大きく変わっていないという理解でよろしいのでしょうか。

高校教育課長 はい。最終的な定通分割選抜の二次募集までを含めた最後の合格者の発表日が、平成31年度募集ですと、3月28日になってございました。今回、今お諮りしておりますこの要綱に基づく日程ですと、その最終の発表の日が3月27日ということで、1日繰り上がっている形ではありますけれども、細かいところの調整の中で、そうしたところの工夫をさせていただいているということでございます。以上でございます。

笠原委員 全体的に見直しを図りながら、期間の適正化を図っていくということは、とても大変なことだと思います。と同時に学校側がこの限られた期間の中で、大変気を使うということか、細心の注意を払いながらミスのないように対応していくことの大変さもあると思うのですが、是非学校と連携をしながら、適切にこの流れの中で実施が図られることをお願いしたいと思います。

高橋委員 はい、どうぞ。

笠原委員 続けてあともう1点なのですが、変更点がやはりかなり多いかと思うのですが、この変更点に関して、今後これを中学校側等に伝えていく、その説明会の工夫点や変更

点があれば、教えていただけますでしょうか。

高校教育課長　今回、特にインクルーシブ教育実践推進校特別募集が14校で実施になるというところが、一番大きな変更点ということになってございます。ここにつきまして、中学校と高校の校長が出席する進路指導の協議会、会議の中で、この点についても丁寧に説明をし、中学校、高校側両方にしっかりと理解されるように、まずそうしたところをしていくことと、中学校の進路指導担当教諭等を対象とした説明会等も実施する中で、理解をしっかりと図っていきたいというふうに考えております。そうしたことで取り組んでまいります。以上でございます。

笠原委員　考え方は分かるのですが、変更点とか工夫点があれば、というところでの質問をさせていただいたのですが、特段変わりはないと捉えていいですか。

高校教育課長　説明の機会としては大きな変更というのではないかと思いますけれども、丁寧に説明をして、しっかりと理解を図っていきたいと考えております。

高橋委員　はい。今の笠原委員の質問と重なるのですが、生徒や保護者がインクルーシブの高等学校が14校に増えたということを知るのはどういう書類で知るのででしょうか。教えてください。校長とか、学校の関係者の説明は今伺ったのですが、受検生の側は、いつ頃知るのででしょうか、教えてください。

高校教育課長　14校で実施されるということについては、昨年の12月からリーフレット等をお配りし、説明会、地域別に保護者等を対象とした説明会の方も開催させていただく中で、丁寧に説明をしてまいりましたので、そうしたところで知っていただく機会というのは設けていると思います。今年度につきましても、リーフレット等を活用しながらというところでの丁寧な説明ということ、またしていくことになろうかと思っています。

高橋委員　はい、是非お願いします。他にいかがでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員　説明ありがとうございました。インクルーシブ教育実践推進校の志願資格の要件、(ア)と(イ)とあるのですけれども、このうち(イ)の中高連携事業などへの参加をおして理解し、意欲のある者、という要件があるのですけれども、ミスマッチを防ぐために、なるべくいろいろな行事に参加していただいた上で、理解し、意欲のある方に入っていたきたいというのは当然のことだと思います。ただ、この要件の読み方として、事業への参加の部分がマストなのかどうかというのが、生徒側あるいは学校側について、意見が食い違う場合があるかもしれないと思ひまして、ご説明のときに、参加を必ずしなければいけないのか、あるいはいろいろな事情で参加できないけれども、別の手段で理解し、意欲を持てる子であればいいのかというのを、決めておいた方がよいのかなと思ひました。そして、もう1点、これはこれまでと同じかもしれないのですけれども、3ページ、資料3ページの5番、国公立高等学校、特別支援学校の合格者は、定通分割へ

の志願を認めないとありますが、この合格者が仮に合格を辞退した場合は、認めるのか認めないのかが、これだと分からないなと思いました。以上です。

高橋委員 今の件はご質問と考えてよいですか。

佐藤委員 はい。

高橋委員 では2点お願いします。

高校教育課長 まず、最初にご質問いただきました中高連携事業につきましてということですが、この学校説明会、授業見学会、学校行事等見学会という形で、学校の方でそれぞれ計画を立てていただいています。必ずそれらに参加をしていただくということで、そこはご希望のある方々に丁寧にしっかりと説明をしています。また、そういうものに、万が一体調不良等、何らかの事情で参加できないというケースも考えられますので、その場合の対応ということも丁寧に「こうします」ということで説明をさせていただいておりますので、とにかく参加をいただいて、その学校のたとえば授業であるとか、学校行事であるとか、よく知って理解をしていただいた上で志願をしていただきたいということがございますので、そうした形で取組を進めてまいるところでございます。

それから2点目の3ページの5のところでございます、定通分割選抜の志願の範囲に関してのご質問でございましたけれども、こちらは基本的に合格された方ということで、認めていないという形になっていきますので、辞退するということがあっても、それは該当にはならないということとさせていただきます。

佐藤委員 はい、分かりました。

高橋委員 他にいかがでしょうか。後は特によろしいですか。はい、それでは、ご質問がなければ、採決につきまして教育長にお願いします。

教育長 ただいまの臨教第2号議案から臨教第4号議案までの各議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。
では、引き続き高橋委員よろしく願いいたします。

高橋委員 はい。では、次に臨教第5号議案及び臨教第6号議案に移ります。

臨教第5号議案

平成32年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針について

臨教第6号議案

平成32年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択方針について

説明者 宮村子ども教育支援課長

高橋委員

はい、どうもありがとうございました。今説明いただきましたように、臨教第5号議案と臨教第6号議案は、かなり重複するところがございますので、一括して審議したいというふうに思います。何かご質問等がございますでしょうか。

内容にかなりボリュームがあるので、全体の把握が十分できていないかもしれません。

少し伺いたいのですが、義務教育の小学校の教科書の採択で、今度、外国語が入りますよね、英語が。これは従来なかったことで初めてだと思うのです。これから方針を示して、各学校で校長を中心にして委員会を作って、その採択の準備に入ると思うのですが、そのときの英語に関してどなたがそれを調べるのか、英語の教員はまだフォーマルにはいないのではないかと思います。その辺を少し教えてください。

子ども教育支援課長

はい。まず、今回のこの方針を受けまして、基本的には、各市町村教育委員会等の採択地区単位で設置をします、やはり同じように選定の審議会、その中で、教科書の調査研究をいたします。学校ごとに調査研究という仕組みについては、基本的に県立学校でございまして、市町村立の学校につきましては、その審議会等の中で調査研究を行います。そして、そこにはご指摘のとおり、基本的には小学校の教員が、この英語を含めたそれぞれの教科書の調査研究を行うこととなります。今回、この小学校の英語、外国語の専門の調査員につきましては、まず、本県の教科書選定審議会もこの後調査研究に入りますが、県の審議会の専門調査員につきましても、それぞれ地区から外国語教育の専門性を有する小学校教員が推薦をされてきています。具体的には、小学校の教員の中でも、たとえば中学校の英語の教員免許を有しているという方ですとか、国や県の教育委員会で小学校の外国語教育のリーダーを養成する研修講座を終了した方、これまでこういった研修事業、国、県で行ってきたことにより、こうした専門性を有する小学校の教員は、1校当たり2名程度、2名以上いるという状況となっております。また、小学校においては、外国語活動が導入されて以降、小学校教育研究会でも外国語活動部会というのを設け、小学校の教員が主体的に授業、外国語の授業研究に取り組んできたという実態もございます。ですので、基本的には各市町村においても、県と同様に、そうした外国語教育の一定の専門性を有する小学校の教員を中心に、今回の調査研究を行うものというふうに考えております。

高橋委員

英語に関して一定の専門性を有する、そういう教員が既に配置されているという前提で、進めているということによろしいでしょうか。

子ども教育支援課長

はい。

高橋委員 はい。他にいかがでしょうか。どうぞ、笠原委員。

笠原委員 ありがとうございます。臨教第5号議案の4ページ、子ども教育支援課長のご説明にもありました、平成32年度使用小学校等の観点のところ、工夫や配慮がなされているかという視点も今回加えて、それを基にしながらこの調査研究をやっている。従来、これまでの調査研究の資料と大きく何か異なる点が出てくるのかどうかというところについて、教えてください。

子ども教育支援課長 はい、ありがとうございます。これまでの調査研究につきましても、観点としては、たとえば学習指導要領の目標を踏まえたときに、適切であるかどうかという観点が各教科にございました。ただ、実際に調査研究を行っていく中で、やはり、どの教科書も国の検定を通過しているという意味では、学習指導要領に基づき、あるいは踏まえているという状況は、それぞれ見られており、これまでの調査研究でも実質的には、各教科書がそれを踏まえた中でどのような工夫や配慮がなされているか、という各教科書の特徴的なところを捉えて、調査研究の資料には記載してきたというふうに考えています。そうした意味では、これまでの調査研究の手法と、それからできあがる調査研究の資料について、その内容は大きく異なるものではないというふうに認識し、これまでの調査研究の実態を踏まえて、今回観点を設定し直したというふうに考えております。ただ、調査研究の内容・項目につきましては、昨年度来、市町村教育委員会からいろいろとご意見を聞きながら、本当に市町村教育委員会等にとって必要な調査項目を、精選しているという方針の中で、現在検討しているところです。以上です。

笠原委員 ありがとうございます。資料を拝見させていただいて、新旧を、たとえば臨教第5号議案から臨教第9号議案関係の12ページにある、この新旧対照表を拝見すると、新の方、先ほど子ども教育支援課長のご説明にもありましたように、教育基本法第1条、第2条、そして、学校教育法第30条の2項ということで、学力というところがかなり明確になった。ある意味絞られたという言い方が適切かどうか分かりませんが、非常に焦点化された。かたや、旧の部分に関しては、学校教育法の第6条第2項、これは意欲的なものであったかと思うのですが、そういうものは今回ここから抜けてしまっている。とはいえ、新の方に、最後の「3つの柱」の一番下では、「学びに向かう力」と書いてあるのです。今までは、県が作成する調査資料というのは、幅広く調査をしつつ、各教科書会社の特徴を拾いあげるところを、やってきたのではないのかなと捉えているのですが、こういう形で焦点化することによる、変化とか、デメリットという言い方は少し適切ではないのかも知れませんが、その辺は特にはないのでしょうか。

子ども教育支援課長 まず一つには、旧から新に整理をした趣旨としては、一つにはやはり整理という意味合いが多かったわけですが、そもそも旧において、教育基本法、学校教育法を踏まえているかという項目があったわけですが、先ほども申し上げましたとおり、基本的にはどの教科書も、これらに基づいて作成をされ、そして文部科学省がその検定の中で

当然その観点で検定をしておりますので、これも踏まえているかという部分については、全部踏まえているものというふうに整理ができるというふうに考えています。そうした中で、学校教育法の30条の学力の整理というのが、今回そのまま学習指導要領で示されている「資質・能力」の「3つの柱」というこの言葉で整理をされております。笠原委員ご指摘のとおり、3点目については、これまでの意欲、態度的なところがここに反映をされております。今回新しく設定したこの三つの観点というのが、基本的にはこれまでのとおり、県教育委員会として幅広に各教科書の特徴を捉えるものということで、その部分では変更したという認識はございません。

笠原委員 はい、ありがとうございます。

高橋委員 はい。他に。では、河野委員、先にどうぞ。

河野委員 ご説明ありがとうございます。今の笠原委員がおっしゃった12ページ、13ページ、13ページの方で少し教えてください。今回新旧対照表を整理されたときに、構成を変えていらっしゃるんですね。前が内容とそれ以外二つありましたが、今回、ウとエに分けられていて、そここのところの分けられたポイントなどを教えていただきたいのと、あとそれから、前は表現という言葉、表記・表現と書かれていましたが、それを取って、これは「等」に入るのでしょうか、少しその辺りを「表現」というのも大切なことなので、入っているかなと思ったのですが、少しこの辺のポイントを教えてください。

子ども教育支援課長 ありがとうございます。まず1点目につきましては、やはり、これまで調査研究をする中で、各教科書の内容の部分と構成の部分というのが、かなり連動して、工夫や配慮が見られているところでございます、この従来、構成の方、分量や装丁と同じ項目立てをしておったのですが、内容と一緒に項目立てにすることの方が、適切、調査研究がより有効になると考えて、そのように整理をいたしました。その構成にあたる部分というのが、左側の表でいえば、3マル目のところになると思います。2点目の表現につきましては、ご指摘のとおり（エ）の表記等の等を含むと考えており、3まる目の冒頭に「文章表現や」とございます。こうした中で、調査研究を行っていきたいと考えています。

河野委員 大切なものとしてちゃんと残してあるということですのでよろしいですね。はい、ありがとうございます。

高橋委員 はい、では、教育長。

教育長 臨教第5号議案から臨教第9号議案関係の26ページで、図書選定審議会の方から答申をもらっていますけれど、専門家の委員の方たちからそのときどんな意見が出たのか、紹介していただけますか。

子ども教育支援課長 はい。4月10日に出た主な質疑ですとか意見、それから論点としまして、4点ございました。一つは先ほども議論いただきましたが、文部科学省の検定を通過しているのであれば、どの教科書も優れていると思われるが、今回調査研究の観点としてのポイントはどのようなところか、といったご質問。2点目として、小学校の調査研究の観点の教科・種目に共通した観点の中の、内容と構成にある「カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮」これは具体的にはどういったことを調査するのかという点。3点目には、報道等でいわゆるデジタル教科書が話題になっているが、今回の採択でデジタル教科書はどのように扱うべきかという論点。4点目に、昨年度、子どもたちのランドセル、通学用かばんの重さが全国的にも問題になっていたが、教科書の重さも観点の一つとして重要ではないかといったことが上がり、審議会として取りまとめました。

まず1点目の調査研究のポイントについては、繰り返しとなりますが、これまでの適切か否かの観点に加え、子どもの主体的対話的で深い学びの実現に向けた、学習活動を展開するための主たる教材として、工夫や配慮にポイントを置くということ。そして、教科・種目別の観点としては、現行の指導要領から引き続き大切にされている部分、観点と、今回改訂された部分、それを各教科の特性に応じて盛り込むことというふうに整理をいたしました。

また2点目のカリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮については、一つにいわゆる教科横断的な学習、これは複数の教科で学ぶときに、それぞれの教科の関連やあるいは連動を図りながら、学習を展開する、そうした工夫や配慮が、この教科書になされているか。また小学校6年間、学年間や、あるいは中学校に続く学びの中で、そのつながりや系統性がその教科書の中に現れているか。さらには、基礎的な学習と発展的な学習の明確な区分け、こういった、先生方が指導計画を立てる上で、また、あるいは子ども自身が学習を進める上で、進めやすいような記載や配列、この工夫、配慮について調査することというふうに整理をいたしました。

3点目のデジタル教科書の採択上の取扱いでございますが、これについて文部科学省に確認をしたところ、いわゆる紙の教科書をそのまま電磁化した、これがデジタル教科書、これについても、また、紙の教科書に記されている二次元コードを読み込むことによって、動画や音声を視聴することができるといった、これはいわゆるデジタル教材にあたるようなのですが、これについても、今回採択を進める上で、それがあ、なし、あるいは機能、値段、これが採択の主たる理由となることには現在のところ問題があるという見解をいただき、それを踏まえまして、デジタル教科書とデジタル教材の有無等については、調査研究の観点項目からは外し、ただ参考情報として、この調査研究資料の方に記載するというふうに整理をいたしました。

最後に4点目の教科書の重さにつきまして、これも文部科学省の定める教科書検定基準に重量というのは含まれていないものの、参考情報として、調査研究資料には載せていくというふうに整理をいたしました。当日の主な意見と議論については以上でございます。

高橋委員

はい。ありがとうございました。他にご質問ございますか。よろしいですか。それではご質問がなければ、採決につきまして教育長にお願いします。

教育長 では、ただいまの臨教第5号議案及び臨教第6号議案につきまして、原案のとおり決
することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。
引き続き高橋委員よろしく願いいたします。

高橋委員 はい。次に臨教第7号議案に移ります。

臨教第7号議案 平成32年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書採択方針について
説明者 濱田高校教育課長

高橋委員 はい。今の高校教育課長の説明につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。
内容的には前年度と大きな変更はないということによろしいですか。

高校教育課長 そのとおりでございます。

高橋委員 何か、よろしいですか。はい、それではご質問がなければ、採決につきまして、教育
長にお願いします。

教育長 では、ただいまの臨教第7号議案につきまして、原案のとおり決することでご異議は
ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。
引き続き高橋委員よろしく願いいたします。

高橋委員 次に臨教第8号議案及び臨教第9号議案に移ります。

臨教第8号議案

平成32年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用教科用図書採択方針について、

臨教第9号議案

平成32年度神奈川県立特別支援学校の高等部使用教科用図書採択方針について

説明者 柏木特別支援教育課長

高橋委員 はい。ありがとうございました。今の説明につきまして、何かご意見、ご質問ございますか。内容的には昨年度と変わりはないということです。どうぞ、吉田委員。

吉田委員 両方に共通してなのですけど、この議論で全く問題ないと思うのですが、少し分かりにくいものとして「学校及び地域の実情等」、地域の実情で何がどう変わるのですか。これは、どういう意味なのですか。

特別支援教育課長 特別支援学校の場合は、今お話した教科書の中で、準ずる教科書というのがございます。これは視覚障がい、聴覚障がいなどのお子さんで、知的障がいを伴わないお子さんがいらっしゃいます。そうした場合には、地域と同様の教科用図書、教科書を使用するということで、地域の実情というようにお示ししてございます。

高橋委員 よろしいですか。他にいかがでしょうか。私は、今の吉田委員のご質問ですけど、やはり地域の実情という言葉が少し気になります。状況、地域の特性とかということでしょうけれど。

吉田委員 環境とかね。

高橋委員 学校が何か地域から浮いてしまっただけとはいけないということをいつも思っているものですから。特に特別支援学校に関しては、地域の協力や支援がもう100%必要ですので、やはり地域との関連といったものは、考慮すべきだと前から思っていましたので、これは少し大事にしたいなど、個人的には思っています。どうぞ。

支援部長 高橋委員ご指摘のとおり、特別支援学校が周りの学校とも連携を取る上で、教科書においても、できるだけ周りの学校と同じようなことが、この地域の実情という言葉に入っています。

高橋委員 そうですね。はい、ありがとうございました。他にいかがでしょう。よろしいですか。それでは、他にご質問がなければ、採決につきまして教育長にお願いします。

教育長 では、ただいま臨教第8号議案及び臨教第9号議案につきまして原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。
引き続き高橋委員よろしく願いいたします。

高橋委員 次に、協議・報告事項の報告3に移ります。

報告3 神奈川の教科書・採択問題にとりくむ会からの申し入れについて
説明者 宮村子ども教育支援課長

高橋委員 はい、ありがとうございました。今の報告につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。よろしいですか。それでは、今、子ども教育支援課長から説明いただいたような趣旨に基づいて、回答をお願いしたいと思います。ありがとうございました。これは報告ですので、以上とさせていただきます。
次に、報告1に移ります。

報告1 平成30年度卒業式及び平成31年度入学式の国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況について
説明者 濱田高校教育課長

高橋委員 はい、ありがとうございました。今の報告につきまして、何かご質問ございますか。よろしいですか。それではご質問がなければ、これは報告ですので、報告1は以上とさせていただきます。
それでは、議事進行について教育長をお願いします。

教育長 では、ここで約5分間の休憩といたします。会議再開は、11時5分ということで、お願いいたします。なお、会議再開後は非公開の案件を審議いたします。会議の傍聴はここまでとなりますので、傍聴されている方、報道関係者につきましては、退室をお願いいたします。では、休憩といたします。

(5分間の休憩に入り、11時6分再開する)

教育長 それでは、教育委員会4月臨時会を再開いたします。神奈川県教育委員会会議規則第22条2の規定により、ここからの進行を高橋委員をお願いいたします。

高橋委員 それでは、日程第2の報第2号に移ります。ただいまから非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条2項の規定により、出席する職員として教育局長、副局長、総務室長、行政部長、企画調整担当課長、管理担当課長、財務課長を指定します。

(11時6分非公開の会議に入り、11時46分公開の会議に戻る)

教育長 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

平成31年4月23日

会議録作成者 書記 久我 光馬

<非公開会議審議等結果>

日程第2

報第2号

- ・ 財務課長から報告の後、質疑を行った。

協議・報告事項

報告2

- ・ 学校支援課長から報告の後、質疑を行った。